

令和8年（フ）第2957号
東京都足立区千住河原町43－1－103
破産者 鷲峰 吉彦

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2963号
東京都足立区関原1丁目4－29
破産者 猪野 健治

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2983号
東京都大田区田園調布本町52－7－603
破産者 松田 涼

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3003号
東京都町田市大蔵町3129－7－203
破産者 岡崎 紘也

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3004号
東京都清瀬市松山1丁目27－2－201
破産者 山上 充彦

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3008号
東京都八王子市松本49－1－103
破産者 西川宗一郎

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3011号
東京都江戸川区松江7丁目19－14 江口方
破産者 岩崎 日和

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3055号
東京都足立区綾瀬2丁目27－11 コスモス10102
破産者 坂田 理恵

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3056号
東京都新宿区西新宿4丁目34－11－303
破産者 山内 伸介

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3059号
東京都目黒区中目黒1丁目11－12－4 C
破産者 黒岩枝里奈

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3060号
東京都千代田区外神田2丁目2－17－1004
破産者 倉沢 健吾

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3068号
東京都練馬区西大泉6丁目12－12
破産者 濱本 駿

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3070号
東京都杉並区下井草3丁目40－10－201
破産者 南谷 恵一

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3071号
東京都荒川区東尾久4丁目7－4－201
破産者 原 政道

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3157号
東京都江東区亀戸7丁目28－6－202
破産者 工藤由布子

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3186号
東京都大田区南六郷3丁目22－3－510
破産者 佐藤千代子

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3194号
東京都国立市青柳2丁目12－3 サンヒルズA－103
破産者 高橋 礼佳（旧姓小林）

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3266号
東京都足立区江北4丁目7－5
破産者 葛西秀太郎

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第38号
茨城県日立市砂沢町1番地1
破産者 株式会社小さなお店F I S

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

令和7年（フ）第82号
群馬県高崎市浜尻町1135番地サンクフルタウン1－2 F－H
破産者 株式会社pieces

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第185号
群馬県高崎市足門町1309番地
破産者 株式会社エイホウ

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第2227号
埼玉県上尾市井戸木二丁目7番地13
破産者 株式会社More

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係